

## 千代川漁業協同組合内共第1号第五種共同漁業権遊漁規則（R8変更）

### （目的）

第1条 この規則は、千代川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第1号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象になっている水産動物（あゆ、やまめ（さくらますを含む。）、いwana、あまご（さつきますを含む。）、にじます及びこいをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

### （遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に遊漁料を納付することにより、承認を受けなければならない。ただし、小学生未満の者、小学校、中学校に在学中の者、県内に住所を有する高校生及び組合の承認を受けた行事に参加する者が第3条第1項に規定する「さお釣り等」により遊漁をする場合はこの限りでない。

2 遊漁料は、第7条第1項、第2項及び第3項に定める額を同条第4項の方法により組合に納付することにより行うものとする。

### （漁具又は漁法等の制限）

第3条 次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法による遊漁は行ってはならない。ただし、やまめ（さくらますを除く。）、いwana、あまご（さつきますを除く。）及びにじますを採捕する場合は、さお釣り、手釣り、やす、徒手採捕及びたも網（以下「さお釣り等」という。）以外の漁具又は漁法による遊漁は行ってはならない。

- (1) さ お 釣 り
- (2) 手 釣 り
- (3) や す
- (4) 徒 手 採 捕
- (5) た も 網
- (6) 投 網
- (7) 鵜 川
- (8) 四 つ 手 網
- (9) 川 舟

2 次の表の左欄に掲げる漁具又は漁法による遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる統数又は規模の範囲内でなければ行ってはならない。

| 漁具又は漁法  | 統数又は規模                               |
|---------|--------------------------------------|
| や す     | 人力以外の動力を使用しないこと。                     |
| た も 網   | 網目は5ミリメートル以上とし、網口の最大口径は1メートル以下とすること。 |
| 投 網     | 網目は2センチメートル以上とすること。                  |
| 鵜 川     | 1人1統とし、従事者は6人以内とすること。                |
| 四 つ 手 網 | 1人1統とすること。                           |
| 川 舟     | いかり網の長さが50メートル以内の無動力船に限ること。          |

3 次の表に掲げる区域内（以下「友釣り専用区」という。）においては、6月1日から9月15日までの期間内は、あゆを対象とする遊漁をさお釣り（友釣り又は毛針釣りに限る。友釣りルアーは除

く。)以外の漁法により行ってはならない。

|   |                                                                     |
|---|---------------------------------------------------------------------|
| 1 | 鳥取市用瀬町川中の新川中橋下流端から2,000メートル下流の同市同町金屋の金屋橋上流端までの区域                    |
| 2 | 鳥取市佐治町加瀬木の入江橋下流端から1,150メートル下流の同市同町加瀬木の加瀬木橋上流端までの区域                  |
| 3 | 八頭郡智頭町大字毛谷の毛谷橋下流端から2,200メートル下流の同町大字南方の南方橋上流端までの区域                   |
| 4 | 八頭郡八頭町日田の山崎橋上流700メートルにある山崎頭首工から800メートル下流の同町富枝にある若桜鉄道第3八東川橋梁上流端までの区域 |
| 5 | 八頭郡若桜町大字浅井の庄の瀬取水堰下流端から1,500メートル下流の同町大字若桜の権現水路堰上流端までの区域              |

(遊漁期間)

第4条 次に表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内でなければ行ってはならない。

| 水産動物の名称           | 期 間                                            |
|-------------------|------------------------------------------------|
| あ ゆ               | 6月1日から9月25日まで及び11月1日から翌年1月31日までの間で組合が定めて公表する期間 |
| やまめ、いわな、あまご及びにじます | 3月1日から9月30日まで                                  |
| さくらます             | 3月1日から5月31日まで                                  |
| さつきます             | 3月1日から9月25日まで                                  |
| こ い               | 1月1日から5月14日まで及び6月15日から12月31日まで                 |

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する遊漁証取扱所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

3 次の表の左欄に掲げる区域では、あゆの繁殖保護を図るため中欄に掲げる漁法は右欄の期間禁止する。

| 採捕を禁止する区域                                                                         | 禁止する漁法               | 禁止する期間           |
|-----------------------------------------------------------------------------------|----------------------|------------------|
| 全域(ただし、友釣専用区は第3条第3項の定めによる。)                                                       | さお釣り(引懸(ゾロ)に限る。)     | 6月1日から同月14日まで    |
|                                                                                   | 投網                   | 6月1日から同月30日まで    |
| 八頭郡若桜町大字若桜における中国電力株式会社設置の堰堤上流端から上流の区域、同郡智頭町大字市瀬における中国電力株式会社設置の新市瀬橋上流端から上流の区域を除く全域 | 第3条第1項に定めるすべての漁具又は漁法 | 11月1日から翌年1月31日まで |

(禁止区域及び禁止期間等)

第5条 鳥取県漁業調整規則に定める禁止区域及び禁止期間等のほか、次の表の左欄に掲げる区域内においては、同表右欄に掲げる期間は、水産動物を採捕してはならない。

| 禁 止 区 域                                   | 禁 止 期 間            |
|-------------------------------------------|--------------------|
| 鳥取市円通寺の円通寺橋上流端から、上流240メートルと、同535メートルの間の区域 | 1月1日から<br>12月31日まで |

(全長制限)

第6条 やまめ（さくらますを含む。）、いわな、あまご（さつきますすを含む。）、にじます及びこいについては、全長15センチメートル以下のものは、これを採捕してはならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

| 水産動物の名称                                        | 漁具又は漁法等              |                    | 期 間  | 遊漁料     |
|------------------------------------------------|----------------------|--------------------|------|---------|
| あゆ、やまめ（さくらますを含む。）、いわな、あまご（さつきますすを含む。）、にじます及びこい | さお釣り等                |                    | 年 間  | 12,000円 |
|                                                |                      |                    | 1日限り | 3,500円  |
| やまめ（さくらますを含む。）、いわな、あまご（さつきますすを含む。）及びにじます       | さお釣り等                |                    | 年 間  | 7,000円  |
|                                                |                      |                    | 1日限り | 3,500円  |
| あゆ、さくらます、さつきますす及びこい                            | 投網（さお釣り等を併用する場合を含む。） |                    | 年 間  | 16,000円 |
|                                                | 鵜川                   |                    | 年 間  | 55,000円 |
|                                                | 四つ手網                 | 1辺の長さが183センチメートル未満 | 年 間  | 5,500円  |
|                                                |                      | 1辺の長さが183センチメートル以上 | 年 間  | 9,000円  |
|                                                | 川舟（無動力船1隻によるものに限る。）  |                    | 年 間  | 33,000円 |

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者がさお釣り等による遊漁をする場合の遊漁料は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

| 区 分                     | 遊 漁 料     |
|-------------------------|-----------|
| 75歳以上の者（県内に住所を有する者に限る。） | 年間 3,500円 |
| 身体障害者（身体障害者手帳所持者に限る。）   | 年間 1,700円 |

3 あゆを含むさお釣り等の年間の遊漁料を組合に納めた者が、投網による採捕を行う場合は、本条第1項の表に定める漁具又は漁法の遊漁料との差額を納付しなければならない。小学生未満の者、小学校、中学校に在学中の者、県内に住所を有する高校生が、さお釣り等以外の漁具又は漁法で採捕を行う場合は、本条第1項の表に定める漁具又は漁法の遊漁料を納付しなければならない。また、本条第2項各号の適用を受け、遊漁料を組合に納めた者が、さお釣り等以外の漁具又は漁法で採捕を行う場合は、本条第2項の表に定める遊漁料と本条第1項の表に定める漁具又は漁法の遊漁料との差額を納付しなければならない。

4 遊漁料は、千代川漁業協同組合事務所（鳥取市河原町長瀬34-5）又は組合が別に公示する取扱所又は組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）において納付しなければならない。

(遊漁証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁証（オンライ

ンシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名及び住所
  - (2) 年齢又は生年月日 (オンラインシステムによるものについては不要)
  - (3) 遊漁証の区分
  - (4) 有効期間
  - (5) 遊漁料金
  - (6) 交付場所
  - (7) 注意事項
  - (8) その他参考となるべき事項
- 2 第7条第1項及び第2項に規定する年間の遊漁料を納めた者に発行する遊漁証には本人の顔写真を貼付するものとする。
- 3 遊漁証は、他人に貸与してはならない。
- 4 遊漁証は、理由を問わず再発行はしないものとする。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第9条 遊漁者は、遊漁に際しては、遊漁証を携帯し、漁業監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。なお、オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、遊漁証を印刷し、携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。ただし、印刷した遊漁証を携帯できない場合は、遊漁証を表示したオンラインシステムの画面を提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁業監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、鳥取市源太の鳥取市設置の水管橋下流端から鳥取市古海の千代大橋までの区域においては、川底をかくはんしてはならない。

(漁業監視員)

- 第10条 漁業監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができるものとする。
- 2 漁業監視員は、次に掲げる事項を記載した漁業監視員証をケース等に入れて携帯するものとする。
- (1) 氏名
  - (2) 注意事項
  - (3) 発行者
  - (4) 組合員の身分を証する事項

(違反者に対する措置)

- 第11条 組合は、遊漁者が第2条第1項の規定に違反し、組合の承認を得ずに遊漁を行ったときは、第7条第1項及び第2項に定める遊漁料の2倍に相当する額を徴収するものとする。
- 2 組合は、遊漁者がこの規則の第2条第1項以外の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することができるものとする。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

附則

- 1 この規則は、鳥取県知事の認可のあった日から施行する。ただし、第8条第2項については令和6年2月1日から効力を有する。 (令和5年9月1日施行)
- 2 この規則は令和9年2月1日から施行する。